

参考 2

付加退職金関係資料

一般の中小企業退職金共済制度における 付加退職金の取扱いについて

平成29年2月27日
厚生労働省労働基準局

付加退職金の概要

- 退職金の額は、あらかじめ額の確定している「基本退職金」と、実際の運用収入等に応じて支給される「付加退職金」の合計額として算定。
- 付加退職金は、運用収入等の状況に応じて基本退職金に上乘せされるものであり、金利の変動に弾力的に対応することを目的として、平成3年度に導入。

	支給対象	概要
基本退職金	すべての被共済者	<ul style="list-style-type: none"> ○掛金月額と掛金納付月数に応じて、あらかじめ定められた金額。 ○予定運用利回り年1%として設計。
付加退職金	掛金納付月数が43月以上の被共済者	<ul style="list-style-type: none"> ○実際の運用収入の状況等に応じて基本退職金に上乘せされる金額。 ○計算月※において、その時点の基本退職金額にその年度の支給率を乗じて得た額を、退職時まで合計した金額。 ○付加退職金の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、運用収入の見込額等を勘案して、労働政策審議会の意見を聴いて定める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> $\text{支給率} = \frac{\text{運用収入のうち付加退職金の支払に充てるべき額 (利益見込額の2分の1を基本)}}{\frac{\text{掛金納付月数が43月以上の被共済者が当該年度中の計算月に退職したと仮定した場合の退職金額の合計}}{}}$ </div>

※43月目とその後12ヶ月ごとの月

参考：付加退職金の計算例

- 平成20年4月に掛金月額10,000円で加入し、平成29年3月（加入108月）で退職した場合における退職金額は以下のとおり。（掛金増額や過去勤務はないと仮定）

※ 各年度の付加退職金支給率は以下の表のとおり。

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
0	0	0	0	0	0	0.0182	0.0216	0

$$\begin{aligned}
 \text{付加退職金額} &= (\text{加入79月目で退職した時の基本退職金}) \times (\text{79月目が属する年度の付加退職金支給率}) \text{〔26年度分〕} \\
 &+ (\text{加入91月目で退職した時の基本退職金}) \times (\text{91月目が属する年度の付加退職金支給率}) \text{〔27年度分〕} \\
 &= 813,100 \times 0.0182 + 944,500 \times 0.0216 \\
 &= 14,799 + 20,402 \\
 &= 35,201
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{退職金額} &= \text{基本退職金 (掛金納付月数108月)} + \text{付加退職金} \\
 &= 1,132,300 + 35,201 \\
 &= \underline{\underline{1,167,501 \text{ 円}}}
 \end{aligned}$$

現在の支給ルール

- 現在の付加退職金の支給ルールは「当年度利益見込額の2分の1を付加退職金の支給に充てることを基本としつつ、600億円は優先して剰余の積立てに充てる」というもの。

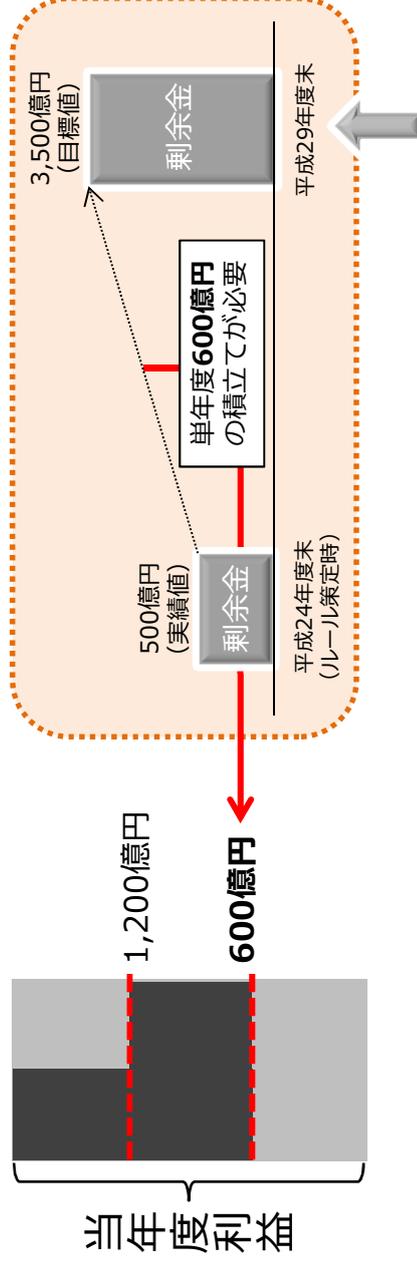
※「一般の中小企業退職共済制度における今後の付加退職金の取扱いについて」（平成26年3月中退部会）で取りまとめ

- このルールは、平成29年度末までを目途に剰余金として3,500億円（平成29年度末時点の責任準備金推定値の9%）を積み立てることを目標に構築。

※ 上記の目標水準は、平成19・20年度と同様の金融情勢の悪化の下でも累積欠損金が発生しない水準として設定

現在の支給ルール

- ◆ 当年度利益見込額の2分の1を付加退職金に充てる
 - ◆ ただし、600億円は優先して剰余の積立てに充てる
- … 付加退職金に充てる部分
 … 剰余の積立てに充てる部分



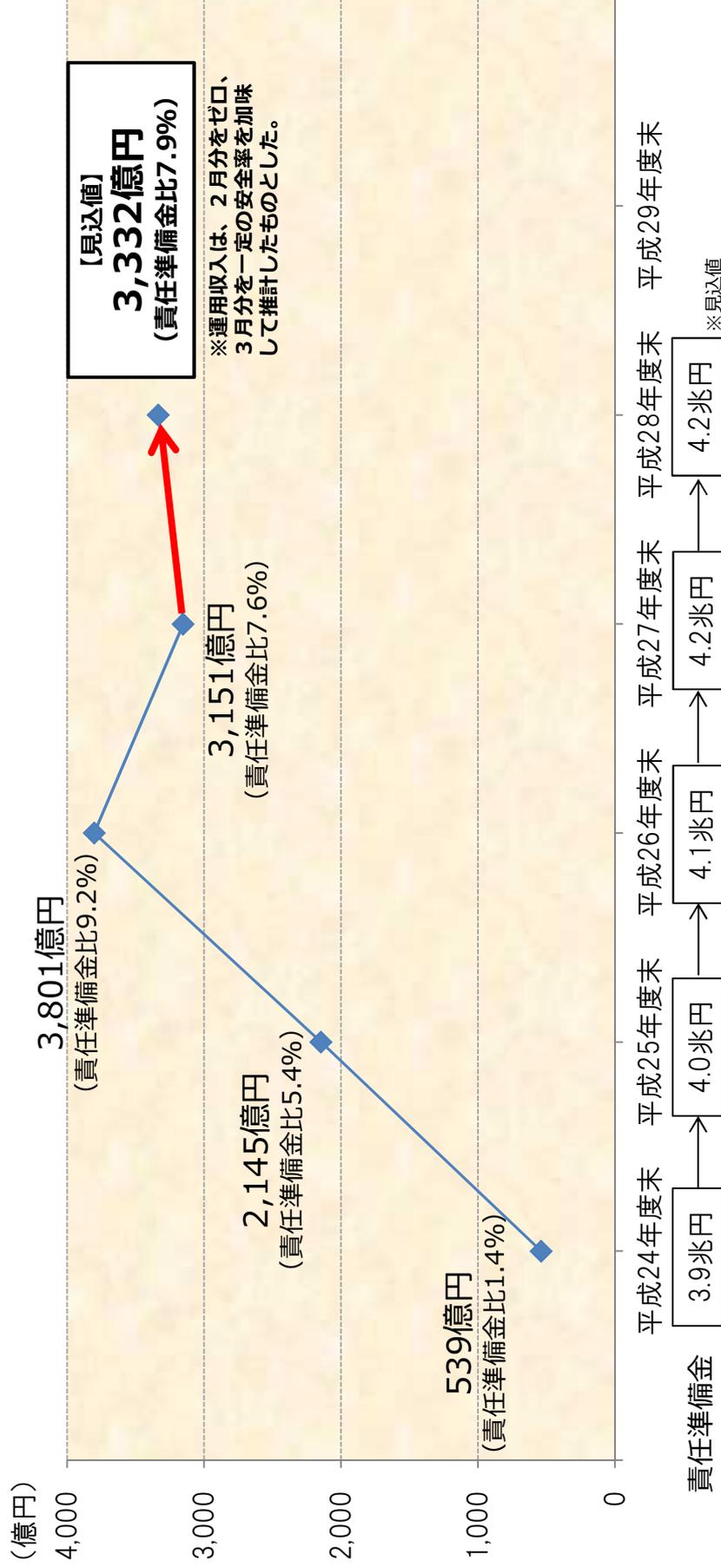
平成19・20年度と同様の金融情勢の悪化（サブプライム問題・リーマンショックの発生）の下でも累積欠損金が発生しない水準として、**責任準備金の9%**に相当する積立目標額を設定。

現 状

□ 平成27年度末時点における剰余金は、約3,150億円（責任準備金の7.6%）であり、累積剰余金の目標水準である責任準備金の9%には到達していない。

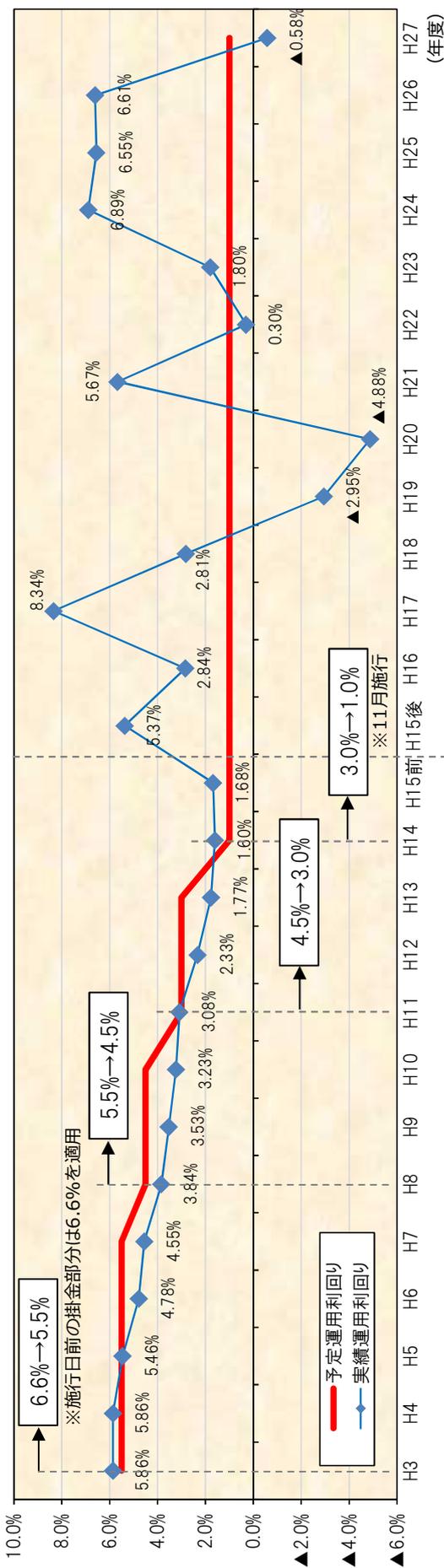
※ 平成29年1月末までの実績をもとに、平成28年度の利益見込額を安全率を加味して推計すると、平成28年度末時点においても、累積剰余金の額は目標水準に到達しない見込み。

年度末累積剰余金の推移

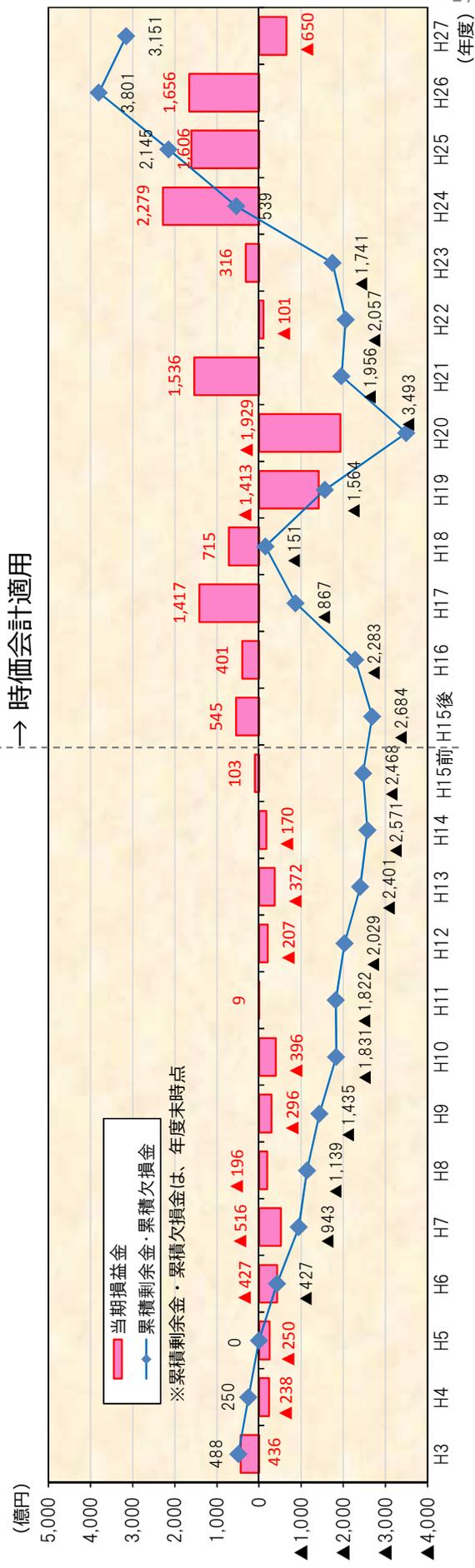


参考：付加退職金創設後の財政状況等の推移

【予定運用利回りと実績運用利回りの推移】



【当期損益金と累積剰余金・累積欠損金の推移】



中退共のポートフォリオについて

- 累積欠損金が解消したこと等を踏まえ、機構の資産運用委員会では、中退共の基本ポートフォリオの見直しを審議、2月1日付けで見直しを実施した。
- この見直しにより、平成19・20年度と同様の金融情勢の悪化が起こった場合に想定される損失の水準は、従来よりも低下。

基本ポートフォリオの見直し内容

	期待 収益率	リスク (標準偏差)	国内債券		国内株式	外国債券	外国株式	※3 想定損失額 (積立比率変化) ※4
			自家運用	委託運用				
見直し前 基本ポートフォリオ	※1 1.41%	※1 3.53%	76.9%		7.7%	7.7%	7.7%	▲3,524億円 (▲8.47%)
乖離許容幅	-	-	60.9%	16.0%	±3.0%	±2.0%	±3.0%	
見直し後 基本ポートフォリオ (平成29年2月1日改定)	1.10%	1.88%	79.6%		7.2%	※2 9.9%	3.3%	▲2,088億円 (▲5.02%)
乖離許容幅	-	-	59.6%	20.0%	±2.0%	±1.0%	±1.0%	

※1 前回改定時(平成23年4月1日)の期待収益率は2.60%、リスクは3.02%。

※2 見直し後のポートフォリオにおいては、外国債券については、為替ヘッジを行う。

※3 「想定損失額」は、平成19・20年度と同様の金融情勢の悪化が起こった場合に発生すると見込まれる運用損失額。

※4 「積立比率変化」は、平成27年度末時点の責任準備金に対する想定損失額の割合。

資産運用委員会からの指摘

- 一方、資産運用委員会からは、付加退職金の支給が剰余金の水準の長期的な低下を招くことのないよう、現在の運用環境等を前提として、今後、新たな支給ルールを構築する必要があるとの指摘がなされている。

資産運用委員会における付加退職金制度に対する主な指摘

- 単年度の振れが大きくなると付加退職金の非対称性の影響が大きくなり出て中長期的に財政が悪化するため、出来るだけ振れを抑えて運用することが必要になっている。
- 平均的に予定運用利回りである1%の運用を行ったとしても、利益が出たときには付加退職金が支給される可能性があり、損失が出たときでも1%は保証するという仕組みでは、運用収入に比べて付加退職金が過大に支給されることになる。
- 何らかのリスクを取りつつ中長期的に安定した資産運用を目指すには、リーマンショックのような金融ショックに備えたバッファーだけでは不十分ではないか。

参考：運用利回りの変動幅に応じた剰余金の推移に関するシミュレーション

※ 平成28年度第7回資産運用委員会（平成28年12月）資料より抜粋

運用利回りの変動幅を3ケース設定し、それぞれについて、現行の付加退職金支給ルールに基づく剰余金の推移をみたもの

年度	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
運用利回り バタ→1 (1.1%±0.5%)		0.6%	1.6%	0.6%	1.6%	0.6%	1.6%	0.6%	1.6%	0.6%	1.6%	0.6%	1.6%	0.6%	1.6%	0.6%	1.6%	0.6%	1.6%	0.6%	1.6%
運用利益(a)	255	677	255	678	256	680	256	681	257	682	257	683	258	258	685	258	686	259	688	259	689
必要経費(b)1%	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429
a-b	△174	248	△174	249	△173	251	△173	252	△172	253	△172	254	△171	254	△171	256	△170	257	△170	259	△170
付加退職金原資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期利益	△174	248	△174	249	△173	251	△173	252	△172	253	△172	254	△171	254	△171	256	△170	257	△170	259	△170
責任準備金	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000
剰余金	3,500	3,326	3,574	3,400	3,649	3,476	3,727	3,554	3,806	3,634	3,887	3,715	3,969	3,798	4,054	3,883	4,140	3,970	4,229	4,059	4,319
運用資産額	42,500	42,326	42,574	42,400	42,649	42,476	42,727	42,554	42,806	42,634	42,887	42,715	42,969	42,798	43,054	42,883	43,140	42,970	43,229	43,059	43,319

運用利回り バタ→2 (1.1%±2.0%)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
運用利益(a)	△383	1,292	△381	1,286	△379	1,279	△377	1,273	△375	1,267	△373	1,260	△371	1,254	△370	1,248	△368	1,242	△366	1,236	△364
必要経費(b)1%	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429
a-b	△812	863	△810	857	△808	850	△806	844	△804	838	△802	831	△800	825	△799	819	△797	813	△795	807	△793
付加退職金原資	0	263	0	257	0	250	0	244	0	238	0	231	0	225	0	219	0	213	0	207	0
当期利益	△812	600	△810	600	△808	600	△806	600	△804	600	△802	600	△800	600	△799	600	△797	600	△795	600	△793
責任準備金	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000
剰余金	3,500	2,688	3,288	2,478	3,078	2,270	2,870	2,064	2,664	1,860	2,460	1,658	2,258	1,458	2,058	1,259	1,859	1,062	1,662	867	1,467
運用資産額	42,500	41,688	42,288	41,478	42,078	41,270	41,870	41,064	41,664	40,860	41,460	40,658	41,258	40,458	41,058	40,259	40,859	40,062	40,662	39,867	40,467

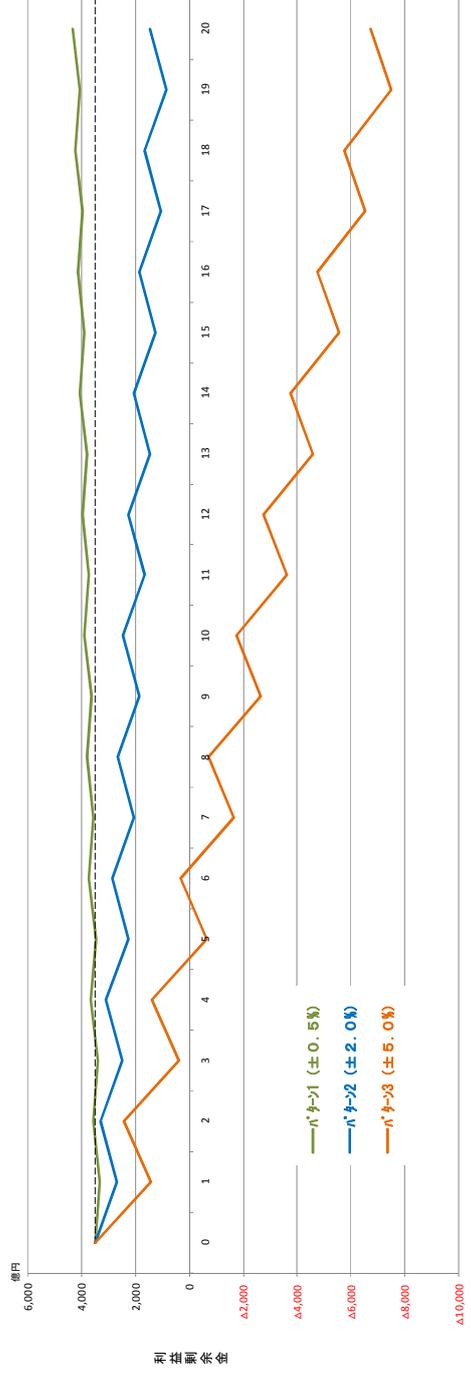
運用利回り バタ→3 (1.1%±5.0%)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
運用利益(a)	△1,658	2,465	△1,616	2,403	△1,575	2,341	△1,534	2,279	△1,493	2,218	△1,453	2,158	△1,413	2,098	△1,374	2,039	△1,335	1,981	△1,297	1,923	△1,260
必要経費(b)1%	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429
a-b	△2,087	2,036	△2,045	1,974	△2,004	1,912	△1,963	1,850	△1,922	1,789	△1,882	1,779	△1,842	1,769	△1,803	1,669	△1,764	1,535	△1,726	1,494	△1,726
付加退職金原資	0	1,018	0	987	0	956	0	925	0	895	0	865	0	835	0	805	0	776	0	747	0
当期利益	△2,087	1,018	△2,045	987	△2,004	956	△1,963	925	△1,922	894	△1,882	864	△1,842	834	△1,803	805	△1,764	776	△1,726	747	△1,726
責任準備金	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000
剰余金	3,500	1,413	2,431	386	1,373	△631	325	△1,638	△713	△2,635	△1,741	△3,623	△2,759	△4,601	△3,767	△5,570	△4,765	△6,529	△5,753	△7,479	△6,732
運用資産額	42,500	40,413	41,431	39,386	40,373	38,369	39,325	37,362	38,287	36,365	37,289	35,377	36,241	34,399	35,233	33,430	34,235	32,471	33,247	31,521	32,268

一般の中小企業退職金共済制度における
今後の付加退職金の取扱いについて

28.3.14特設欄

(当年度運用利益-必要経費)
Yes <=600億円
No <1200億円

(当年度運用利益-必要経費)
Yes <600億円
No (当年度運用利益-必要経費)
付加退職金原資



まとめ（案）

平成29年度の付加退職金の支給の取扱い（案）

1. 平成27年度末時点では、平成26年3月にとりまとめられた剰余金の目標水準である「責任準備金の9%」が確保される状態には至っていない。
2. このため、平成29年度の付加退職金の支給については、「一般の中小企業退職金共済制度における今後の付加退職金の取扱いについて」（平成26年3月）に従い、当年度利益見込額の2分の1を付加退職金の支給に充てることを基本としつつ、600億円は優先して剰余金の積立てに充てることとしてはどうか。

平成30年度以降の付加退職金の支給の取扱い（案）

1. 一方、来年度は現在の支給ルールが想定している積立期間の最終年度となる。
2. また、来年度は5年に1度、直近の金融情勢等を踏まえ予定運用利回り等について検討を行う「財政検証」を実施することとなっている。
3. このため、平成30年度以降の付加退職金の支給の取扱いについては、来年度の財政検証時に、今後の金融情勢、剰余金の積立状況、一般の基本ポートフォリオの変更や資産運用委員会からの指摘の内容を踏まえ、予定運用利回りと併せて検討を行うことが適当ではな
いか。

付加退職金の支給に関する告示の制定に伴う関連告示について

1. 中小企業退職金共済法施行令第2条第1号及び第2号の厚生労働大臣の定める率を定める件

退職金を分割して支給する場合は、退職金を支給する期間における予定運用利回り（年1%）から算定された率に厚生労働大臣の定める率を加えたものを乗じて得た額を支給することとしており、本告示で当該率を定めるもの。〔0〕

2. 中小企業退職金共済法第13条第2項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

退職金を分割して支給する場合において、被共済者の死亡等の事由が発生したときは、残余の期間に応じて厚生労働大臣が定める利率を割り引いた上で、残余の額を一括して支給することとしており、本告示で1の率を基に当該利率を定めるもの。〔1%〕

3. 中小企業退職金共済法第28条第1項の厚生労働大臣の定める率を定める件

過去勤務期間の通算の申出を行った共済契約者が納付する過去勤務掛金には、当該通算する期間における予定運用利回り（年1%）から算定された率に付加退職金相当額として厚生労働大臣が定める率を加算した率を乗じることとしており、本告示で当該率を定めるもの。〔過去勤務期間に応じて0.00～0.07〕

4. 中小企業退職金共済法第30条第2項第2号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件

特定退職金共済から中退共へ資産を移換した場合、当該資産に対し予定運用利回り（年1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの（ただし、過去の経過措置適用者は除く）。〔0%〕

5. 確定給付企業年金法附則第28条第3項第1号の厚生労働大臣が定める利率を定める件

適格退職年金から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り（年1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。〔0%〕

6. 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第36条第3項第1号及び第8項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

解散する厚生年金基金から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り（年1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。〔0%〕

7. 中小企業退職金共済法第 31 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 7 項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

退職金共済事業を廃止した特定退職金共済団体から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り（年 1 %）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。 [0 %]

8. 中小企業退職金共済法施行令第 15 条第 5 項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

特定業種退職金共済制度から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り（年 1 %）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。 [0 %]

付加退職金の支給に関する告示の制定に伴う関連告示

- 1 中小企業退職金共済法施行令第2条第1号及び第2号の厚生労働大臣の定める率を定める件

中小企業退職金共済法施行令（昭和39年政令第188号）第2条第1号及び第2号の規定に基づき、平成28年4月1日前に退職した被共済者であって平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成28年4月1日以後平成29年4月1日前に退職した被共済者であって平成29年8月1日から平成30年3月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成29年4月1日以後平成30年4月1日前に退職した被共済者であって平成30年7月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第1号及び第2号の厚生労働大臣の定める率は、0とする。

- 2 中小企業退職金共済法第13条第2項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第13条第2項の規定に基づき、平成28年4月1日前に退職した被共済者であって平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成28年4月1日以後平成29年4月1日前に退職した被共済者であって平成29年8月1日から平成30年3月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成29年4月1日以後平成30年4月1日前に退職した被共済者であって平成30年7月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年1パーセントとする。

3 中小企業退職金共済法第 28 条第 1 項の厚生労働大臣の定める率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る同項の厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

過去勤務期間の年数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
率	平成 29 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07
	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06

4 中小企業退職金共済法第 30 条第 2 項第 2 号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 30 条第 2 項第 2 号イの規定に基づき、平成 29 年度に係る同号イの厚生労働大臣が定める利率は、年 0 パーセントとする。

5 確定給付企業年金法附則第 28 条第 3 項第 1 号の厚生労働大臣が定める利率を定める件

確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）附則第 28 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、平成 29 年度に係る同号の厚生労働大臣が定める利率は、年 0 パーセントとする。

6 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 36 条第 3 項第 1 号及び第 8 項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 36 条第 3 項第 1 号及び第 8 項の規定に基づき、平成 29 年度に係る同条第 3 項第 1 号及び第 8 項の厚生労働大臣が定める利率は、年 0 パーセントとする。

- 7 中小企業退職金共済法第 31 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 7 項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 31 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 7 項の規定に基づき、平成 29 年度に係る同条第 3 項第 1 号及び第 7 項の厚生労働大臣が定める利率は、年 0 パーセントとする。

- 8 中小企業退職金共済法施行令第 15 条第 5 項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法施行令（昭和 39 年政令第 188 号）第 15 条第 5 項の規定に基づき、平成 29 年度に係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年 0 パーセントとする。